

5 年 保 存
令和9年3月31日満了

F N o . - 01010802
崎務（企）第338号
崎安（企）第97号
崎地（企）第229号
崎刑（企）第147号
崎交企（企）第109号
崎公（企）第60号
令和3年6月15日

各 部 長
殿
各 所 属 長

長崎県警察本部長

長崎県警察史編さん委員会設置要綱の制定について（通達）

長崎県警察史については、「上巻」、「下巻」及び「第三巻」が発刊されているところ、本県警察の業績等の記録保全、次代の本県警察職員への継承、県民の期待と信頼に応える力強い警察の顕示及び優秀な人材確保への寄与を目的として、平成における本県警察の業績等を取りまとめた「平成史（仮称）」を編さんすることとし、同編さん体制を構築するため、別添のとおり見出し要綱を制定したので通達する。

別添

長崎県警察史編さん委員会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、長崎県警察史編さん委員会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 設置

長崎県警察本部に、長崎県警察史編さん委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第3 所掌事項

- 1 長崎県警察史の編さんに関する事項
- 2 長崎県警察史の発刊に関する事項

第4 構成

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長、副委員長及び委員の構成は、別表第1のとおりとする。

第5 運営

- 1 委員長は、委員会を総括する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する。

第6 会議

- 1 会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

第7 作業部会

- 1 委員会に作業部会を置く。
- 2 作業部会は、長崎県警察史の編さん及び発刊に係る企画、調査、検討、調整等を行う。
- 3 作業部会は、部会長、副部会長及び部員をもって構成する。
- 4 部会長、副部会長及び部員の構成は、別表第2のとおりとする。
- 5 部会長は、作業部会を総括する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、部会長の職務を代行する。
- 7 作業部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。
- 8 部会長は、必要に応じて部員以外の者に作業部会への出席を求めることができる。

第8 事務局

委員会及び作業部会の事務局は、警務部警務課に置く。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に関する必要な事項は、それぞれの長が定める。

別表第1

委員会	
委員長	警務部長
副委員長	警務部警務課長
委員	警務部広報相談課長
	警務部会計課長
	生活安全部生活安全企画課長
	地域部地域課長
	刑事部刑事総務課長
	交通部交通企画課長
	警備部公安課長
	九州管区警察局長 福岡県情報通信部通信庶務課長 委員長が必要と認める者

別表第2

作業部会	
部会長	警務部警務課長
副部会長	警務部警務課企画室長
部員	警務部広報相談課課長補佐（情報公開担当）
	警務部会計課課長補佐（予算担当）
	警務部警務課課長補佐（企画第三担当）
	生活安全部生活安全企画課課長補佐（企画指導担当）
	地域部地域課課長補佐（企画第一担当）
	刑事部刑事総務課課長補佐（企画指導担当）
	交通部交通企画課課長補佐（企画・指導・分析担当）
	警備部公安課課長補佐（企画担当）
	九州管区警察局長 福岡県情報通信部通信庶務課次席 部会長が必要と認める者